

法令等遵守態勢

【優先度】
 ◎最優先項目
 ○優先項目
 △それ以外の項目

金融検査マニュアル		評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評定における着眼点
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明			
I. 法令等遵守体制の整備・確立の状況	1. 業務執行の意思決定及び取締役に対する監督機関としての取締役会の機能	1. 業務執行にあたる取締役の責任・義務 (1) 取締役は、業務執行にあたる代表取締役の独断専行を牽制・抑止し、適切な業務執行を実現し、ひいては、金融機関の信頼の維持・向上を図る観点から、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。 (2) 取締役は、業務執行にあたり、信用の基礎を強固なものとする観点から、実質的議論に基づき善管注意義務・忠実義務を十分果たしているか。 (3) 取締役会においては、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の構築を重要課題として位置付け、それを具体的に担保するための体制を構築しているか。 (4) 取締役会は、単に業務推進にかかることのみではなく、業務運営に際し、コンプライアンスに関する諸問題について議論しているか。	◎	経営陣による統制	法令等遵守態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮の必要性と、他の取締役による牽制機能の発揮の必要性とのバランスについて、評定上の留意すべき点は何か。
	2. 取締役会議事録等の整備	2. 取締役会議事録等の作成及び備置 (1) 取締役会議事録を作成しているか。 (2) 取締役会議事録を法律に定められた期間備え置いているか。 (3) 取締役会に付された議案の内容がわかる原資料を作成しているか。 (4) (3)の原資料を取締役会議事録と同期間、保存しているか。 (5) 取締役会議事録又は原資料は、代表取締役のコンプライアンスに関する決定の記録、各種リスクの実態や問題点のほか、不正行為やトラブル等の報告が確認できる内容となっているか。	◎		議事録の整備状況に加え、記述内容の充実度にも留意する必要があるのではないか。
	3. 監査役会等の機能	3. 監査役及び監査役会の独立性と取締役に対する業務監査、会計監査の実効性の確保(なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。) (1) コンプライアンスに関する事項を議案とする取締役会には、一人以上の監査役が出席しているか。また、その場合、商法特例法18条2項が適用ないし準用される金融機関にあっては、常勤監査役が望ましい。 (2) 監査役会については、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。 (3) 監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。また、監査役会を補佐する適切な人材を必要な数だけ確保しているか。 (4) 監査役会等の機能発揮の補完のために、会計監査人を活用しているか。また、必要に応じて法律事務所等も活用しているか。 (5) 監査役会が設けられている場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。 (6) 監査役会は、会計監査人等による外部監査の結果自体が適正なものであるか否かをチェックし、場合によっては、会計監査人等の交代等の処置をとることができる体制となっているか。	◎		・監査役会が高評価を得る場合とはどのような場合か。(例えば、経営陣等が厳正な法令等遵守に努めた結果、監査役会が目立った働きを行っていない場合においては、評定上どう評価すべきか。) ・委員会等設置会社形態を採用している場合には、その組織形態の採用を理由に高評価を与えることは適当か。
	4. 法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準の存在チェック	4. 基本方針等の存在チェック (1) 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付けているか。また、その実践に係る基本方針及び遵守基準は、取締役会において策定しているか。 (2) 役職員に基本方針及び遵守基準の内容を周知徹底しているか。また、例えば、下記[参考：省略]に掲げる書類を役員室をはじめ、各業務部門及び営業店等(海外拠点を含む。)に備え置いているか。 (3) 反社会的勢力への対応については、警察等関係機関等とも連携して、断固とした姿勢で臨んでいるか。 (4) 基本方針及び遵守基準は、単に倫理規定に止まらず、具体的な行動指針や基準を示しているか。	◎		基本方針の存在の有無等に加え、その内容の明確性について検証する必要があるが、経営判断に関する事項に過度に立ち入らないようにするには、どのような点に留意すべきか。

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目

法令等遵守態勢

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル		評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評定における着眼点
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明			
	5. コンプライアンスに対する「取締役としての具体的行動」のチェック	5. 「取締役の意識」の確認 (1) コンプライアンスに関しては、取締役が誠実にかつ率先垂範して取り組んでいるか。また、取締役会は、高い職業倫理観を涵養し、あらゆる職階における職員に対して内部管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成する責任を果たしているか。 (2) 取締役の法令等遵守に対する姿勢を職員に理解させるための具体的な施策が講じられているか。 ① 代表取締役は、年頭所感や支店長会議等、可能な機会をとらえ、法令等遵守に対する取組姿勢を示しているか。 ② 取締役は、コンプライアンス担当部門を営業部門と同等に位置付け、適切な人材と規模を確保し、関心をもって管理するとともに業績評価、人事考課において適切な評価を与えているか。 ③ 取締役自身が、社内外のコンプライアンスの問題に対し、規則に基づき、公平、公正に断固とした姿勢で対応しているか。 ④ 法令等遵守状況に関し、定期的に施策の評価を行っているか。	◎	I-1. 同様に、法令等遵守態勢の確立に向けた具体的な施策の取組みに対する代表取締役によるリーダーシップの発揮の必要性と、他の取締役による牽制機能の発揮の必要性とのバランスについて、評定上の留意すべき点は何か。 ・英ARROWが評価項目として採用している、「監督当局との関係」を加えるべきか。	
II. 法令等遵守すべき事項(行動規範)の規定・整備状況	「コンプライアンス・マニュアル」のチェック	(1) コンプライアンスを実現するための具体的な手引書(遵守すべき法令の解説、また、違法行為を発見した場合の対処方法などを具体的に示したものの。以下、「コンプライアンス・マニュアル」と称する。)を策定しているか。また、コンプライアンス・マニュアルの策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。 (2) 「コンプライアンス・マニュアル」は、本チェックリストのV.に掲げる内容を含むものとなっているか。 また、「コンプライアンス・マニュアル」は、前記[参考:省略]「全銀協・倫理憲章」等を反映させた銀行の社会的責任と公共的使命を踏まえつつ企業風土等を勘案して、適切かつ具体的な内容となっているか。 (3) 「コンプライアンス・マニュアル」の存在及び内容を、役職員に周知徹底しているか。 (4) 「コンプライアンス・マニュアル」については、随時、適切に内容の見直しを行っているか。 (5) 基本方針及び遵守基準の作成・変更の際には、リーガル・チェックを実施しているか。また、新たな業務の開始、新たな商品の発売に当たっても同様に実施しているか。	○	金融検査マニュアルによる検査がほぼ定着しているなかで、「コンプライアンス・マニュアル」については大半の金融機関において整備済と考えられるが、評定を行う上でのポイントはなにか。	
III. 遵守体制(態勢)が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	1. 「コンプライアンス・プログラム」のチェック	1. コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(規定の整備、内部統制の実施計画、職員の研修計画など。以下、「コンプライアンス・プログラム」と称する。)の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、その内容について取締役会の承認を受けているか。 (1) 「コンプライアンス・プログラム」は、適時、合理的なものとして策定されているか。なお、最長でも年度毎に策定されているか。 (2) 「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況や達成状況がフォローアップされているか。 (3) 「コンプライアンス・プログラム」担当部門の責任が明確となっているか。また、代表取締役及び取締役会は、その進捗状況や達成状況を正確に把握・評価しているか。 (4) 「コンプライアンス・プログラム」の策定に当たっては、営業店等の規模や性格等に配慮するとともに、そのプログラムの実施状況を業績評価、人事考課等に衡平に反映しているか。	○	内部管理 金融検査マニュアルによる検査がほぼ定着しているなかで、「コンプライアンス・プログラム」については大半の金融機関において整備済と考えられるが、評定を行う上でのポイントはなにか。	

法令等遵守態勢

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル		評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評定における着眼点
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明			
	2.「コンプライアンス環境」のチェック	<p>2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況</p> <p>(1) コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制等について、内部規定等を整備しているか。</p> <p>① コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、統括部門の所掌事項を明確にしているか。</p> <p>② 各業務部門及び営業店毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。</p> <p>③ 不祥事等の発生に際し、機動的な対処が可能な体制を整備しているか。</p> <p>(2) 法務関連の情報を適切に収集・管理しているか。</p> <p>① 統括部門と各業務部門及び営業店等との連絡、報告、協議等のルールを明確にしているか。</p> <p>② 統括部門と各業務部門及び営業店等との連携を図っているか。また、問題点が発見された場合、担当者から直ちに統括部門に報告する体制となっているか。</p> <p>③ 担当取締役は、常時、的確に法務関連の情報を把握しているか。</p> <p>(3) コンプライアンスに関する研修体制の充実を図っているか。</p> <p>① 代表取締役及び担当取締役を中心として講師等で参加するなど、研修に積極的に関与しているか。</p> <p>② 各業務において遵守すべき法令等の徹底など、コンプライアンスに関する研修が行われているか。また、職階に応じた研修体系が確立されているか。</p> <p>③ 各業務部門毎に、最低限必要とされる法務知識の蓄積を図っているか。</p> <p>(4) 不祥事件や苦情等に対処する体制を整備しているか。</p> <p>① 苦情等、顧客の申し出事項の記載簿を整備しているか。</p> <p>② コンプライアンス担当部門は適切に苦情等の事後確認を実施しているか。</p> <p>③ 不祥事件の事実確認、関係者の責任の有無の明確化及び責任追及、監督責任の明確化を図る体制を確立しているか。</p> <p>また、事件の調査・解明は事件とは独立した部門で行っているか。</p> <p>なお、刑罰法令に抵触している恐れのある事実については速やかに警察等関係機関等への通報を行っているか。</p> <p>さらに、取締役及び監査役は、不祥事件等の再発防止策の策定に関与し、実効性の確保に努めているか。</p> <p>(4) 証券取引法の定める適時開示を行う体制を確立しているか。</p> <p>(5) 特定の職員を長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させないように、適切な人事ローテーションを実施しているか。</p> <p>また、やむを得ない理由により長期間にわたり同一部署の同一業務に従事している場合は、事故防止のためのその他の適切な方策を講じているか。</p> <p>(6) 事故防止等の観点から、例えば、連続休暇、研修、内部出向制度等、又は、これらの組み合わせ等により、最低限年1回1週間以上連続して、職員(管理者を含む)が職場を離れる方策を採っているか。</p> <p>なお、この期間は2週間以上であることが望ましい。</p> <p>(7) テロ資金供与やマネー・ロンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。</p> <p>① 顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。</p> <p>② テロ資金供与又はマネー・ロンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。(また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。)</p> <p>③ 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</p> <p>④ 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。</p> <p>⑤ 顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。</p>	○	金融機関の規模、特性に応じた評定を行う上で留意すべき点は何か。	

法令等遵守態勢

【優先度】
◎最優先項目
○優先項目
△それ以外の項目

金融検査マニュアル		評定上の優先度(案)	ガバナンス上の位置付け	論点等	評定における着眼点
項目	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明			
IV. 法令等に違反した場合の制裁(懲罰)規定の整備・運用状況	「法令等遵守状況の点検体制」のチェック	違反した場合の制裁(懲罰)規定の整備・運用状況 (1) 取締役等は、取締役等の法令等違反行為を発見した場合に、法律上要求される下記の権限を忠実に実行するとともに、業務の健全化に必要な対応策を迅速に講じているか。 ① 取締役 イ. 取締役会の招集(商法259条) ロ. 監査役への報告(商法274条ノ2) ② 監査役 イ. 取締役の違法行為の差止(商法275条ノ2) ロ. 取締役会の招集(商法260条ノ3 3項・4項) ハ. 取締役会への報告(商法260条ノ3 2項) ニ. 株主総会に対する意見報告(商法275条) ホ. 監査報告書への記載(商法281条ノ3 2項10号) (2) 取締役は、取締役会の構成員として相互に監視義務を負っていることを自覚し、その遂行のために必要な行為を忠実に実施しているか。 (3) 金融機関は、法令等違反行為を行った取締役等及び会計監査人等に対し、その責任を追及しているか。 (4) 監査役として独立して権限行使ができる人材が選任されているか。 (5) 監査役は法令等の遵守状況についての監査を実施しているか。 (6) 違反行為が発見された場合の取締役に対する報告体制を整備しているか。 (7) 制裁(懲罰)規定を整備しているか。また、制裁(懲罰)規定の適用は厳正かつ公平に行っているか。 (8) 一定規模以上のリスクのある営業部門(含む営業店等)には、法令遵守状況を確認する独立したコンプライアンス・オフィサーを配置しているか。 (9) コンプライアンス・オフィサーの機能が十分に発揮されているか。 (10) コンプライアンスに関する担当部署が有効な連携関係を確保しているか。	◎	経営陣による統制	法令等違反が起った後の対応策や改善策に対しての他の項目との評定上のウェイト付けを行うにあたって留意すべき点は何か。(結果として法令等違反が起きている以上、厳しい評価を行う必要があり、対応策・改善策を以って、評価を甘くすることは問題ではないか。)
V. 金融機関とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要 等	【省 略】	△	内部管理	個別法の参考列挙であり、評定上の評価項目とはならないのではないかな。
	前回当局検査指摘事項の改善状況等		◎	内部管理	・前回当局検査指摘事項等の改善状況を評価項目に加えるべきか。現に行われている金融検査においても必ず検証される項目。なお、英ARROWでも、「監督当局との関係」の1要素として採り上げられている。
【監督指針上の項目】	顧客保護等		◎	内部管理	●金融検査マニュアルや米国のCAMELSにおいては設けられていないが、監督指針において設けられている顧客保護に関する事項について織り込むべきではないか。 ※監督指針における顧客保護に関する記述 ・与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能 ・顧客の誤認防止等 ・預金口座の不正利用防止 ・銀行の事務の外部委託 ・その他(金融商品販売法を踏まえた対応、公共債及び投資信託の窓口販売、ほか)

※網掛け部分は、経営管理にかかる項目